

令和 3 年 6 月 亀山市議会定例会
専決条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 6 3 号 亀山市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	1
議案第 6 4 号 亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例・・・	3

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。</p> <p>なお、この改正は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付けで専決処分したものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市民税関係</p> <p>（1）これまで、給与所得者及び公的年金等受給者は、扶養親族申告書の提出の際に経由すべき給与支払者又は公的年金等支払者（以下「給与支払者等」といいます。）が所轄税務署長の承認を受けている場合には、当該申告書の提出に代えて、給与支払者等に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること（以下「電磁的提供」といいます。）ができることとしていましたが、当該承認を廃止し、給与支払者等が当該申告書に記載すべき事項の提供を適切に受け取ることができる措置を講じていること等の要件を満たす場合には、電磁的提供ができるよう改めました。また、退職所得申告書についても、退職手当等の支払を受ける者は、扶養親族申告書と同様に、電磁的提供ができることとしました。</p> <p style="text-align: center;">＜第27条の2、第27条の3、第54条及び第55条関係＞</p> <p>固定資産税関係</p> <p>（2）平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における固定資産税の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和5年度までとしました。また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じました。</p> <p style="text-align: center;">＜附則第20条、附則第22条、附則第24条及び附則第29条関係＞</p>		

軽自動車税関係

(3) 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した3輪以上の乗用の軽自動車(自家用)の環境性能割を非課税とし、又は税率を軽減する特例について、対象となる取得期間を9月間延長し、令和3年12月31日までとしました。

<第90条の4、附則第29条の2及び附則第29条の2の2関係>

<参考>

車種区分		現税率		軽減措置
電気自動車等 令和2年度燃費基準+10%達成	自家用	非課税		非課税
令和2年度燃費基準達成	自家用	1.0%		非課税
上記以外の車	自家用	2.0%		1.0%

3 その他

施行日は、令和3年4月1日とし、市民税関係については施行日以後に行う電磁的提供について、固定資産税関係については令和3年度以後の年度分の固定資産税について、軽自動車税関係については施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用しました。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総合政策部 税務課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。</p> <p>なお、この改正は、地方自治法第（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日付けで専決処分したものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>平成9年度以降3年ごとに講じられてきた土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを3年間延長し、令和5年度までとしました。また、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じました。</p> <p><附則第6項から附則第10項まで、附則第12項及び附則第13項関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和3年4月1日とし、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用しました。</p>		